

終戦後の学生生活



裁 判 官 長久保 武

終戦後復学の手続をとったのは昭和二〇年一〇月のことである。学徒出陣の翌一九年予科二年の一学期に、「お茶の水」駅前で同期生から「富士の白雪」のストームで送られて現役として入隊し、翌年九月に復員したが、敗戦といふ全く予期しない結果に茫然自失なす術もなく田舎にいたところ、友人から学校はどうするのかとの連絡によって上京、復学の手続をとることになった。教務課では予科が仮卒になっているので学部へ行けということで、法学部一年の二学期に席を置くことになった。これで一年間の授業料を得たものと思いい法律の勉強に入ることとなったが、兵役に服した一年の間に教養、特に語学の勉強をする機会を失ったことが悔やまれる。何故あの時予科に復籍しなかったのかと今でも残念に思っていることである。

上京して一番困ったのが食糧である。いわゆる食糧メーデーがあったのは昭和二一年五月一九日であり、山口判事が餓死したのは同二二年一〇月のことである。当時闇屋が横行していたが、学生にはそれを当てる余裕はない。僅かに神田駅前の闇市に行って一皿一〇円のさつま芋に空腹を癒すのが精一杯といったところである。辛い田舎が近かったので一月に一回は食糧運びに帰っていたが、そのために汽車の切符を手に入れるのが一苦労である。伝手を求

め或いは長時間行列をして漸く切符を手に入れて乗った汽車は満員で座ることも出来ず、また帰りには取締りの目を逃れることに気を遣い、帰ってくるべくたくたである。下宿に帰って軍隊から持ってきた飲盒で炊こうとすると、停電したり、ヒューズがとんだりして中々まともな御飯にありつけない。こんな折りに本館地下の売店で学生が集まって学生食堂を開店し、開店の日に学長のご試食を戴いたのも懐しい思い出である。芋でもよい腹一杯食べてみたいというのが、当時の切なる願いであった。

当時の学生は復員者が多く、服装は海軍服、陸軍の服など様々であったが、学生服とか背広などは殆ど見られず、靴も軍靴、将校靴とか雑囊などに本を入れており、まさに敗残兵の集まりである。冬になっても、勿論暖房もなく外套を着て凍える手でノートをとっていたが、下宿に帰ると唯一の暖房である電気ヒーターに手を翳し、頭から毛布を被って寒さを防いでいたのも、今となってはよくも頑張れたものと思う。

といっても、田舎からの仕送りだけではインフレの中で生活することはできず、いきおいアルバイトをせざるを得ない。その頃手近なアルバイト先として進駐車の雑役があった。話を聞いて朝早く大森駅の前に行ってみると、手配師が待ち受けており、その指示によって黒人兵の運転するダンプに乗せられ、羽田飛行場に連れて行かれた。日当は一〇〇円位ではなかったかと思う。何日か羽田に通つた或る日のこと、川岸のドラム缶を積んだ日溜まりで昼飯を食べていたところ、ジープが数台全速力で近づいて来て我々の前で止まり、下りて来た兵士に自動小銃を向けられたのは驚いた。夜間舟でドラム缶を盗んで行く者がおり、我々がそこでその下工作をしているものと疑れたのである。しかし、こんなに屈辱を感じたことはない。これも敗戦の故である。以来このアルバイトは止めることにした。

当時の状況は、精神的には敗戦によってうちのめされ、街は焼け尽くされ、占領下とインフレの昂進など何一つ明るい見通しの持てるものではなく、特に衣食住の不足は人間を獣にしまった。有名な歌舞伎役者が食物のことで弟子に殺されたのもこの頃ではなかったろうか。このような状態を何とか打開しなければならぬとの思いはあったも

の、何をどのようにしてよいやら見当もつかない。しかし、戦時中勉学の道を閉ざされたためであろうか、席を確保するのに苦勞する程学生は熱心に出席し教室内には熱気が漲り、先生方の講義にも力がこもっていた。また、友人と語り合うことによって明日への希望が湧き、その希望に向かって歩むことができたのも、大学があったればこそと思ひ感謝している昨今である。

当時の学生生活はハングリーそのものであったが、それにしてもあの様な環境においてよくも頑張ることができたと思ふ反面、現在の学生は羨ましく思われてならない。大学の設備にしても、衣食住にしても、更に交通機関にしても、戦後の学生と比較しようもない程恵まれた環境にある。現在の学生はハングリー精神に欠けるなどというのは時代遅れかも知れないが、自分自身のためにも入学した時の希望を何時までも失わずに努力して欲しいものである。



回顧四〇年

—司法試験受験時代の回顧—



小林宏也

「破衣孤劍国破れて山河あり」、復員旧軍人として昭和二二年五月中央大学法学部に入学を許された私は何とか司法試験への道を夢見ていた。五〇三号大教室で牧野英一先生の一週間一回の憲法の講義、草野豹一郎先生の刑法講義、もつとも夜、吉田常二郎先生、片山金章先生の民法講義を聴く外、兼子一先生の強制執行法の講義を聴いた。研究室入室を許されなかったので図書館で専ら勉強に専念せざるを得なかった。だが図書館では勉強は十分にできなかった。サロンと心得ていた学生が多く騒然とした状態で多数の学生が平気で大声でしゃべっておる状態であったからだ。当時私は復員後のままでいかにも服役軍人然としてカーキ色の軍服から中尉の襟章を取りさったままの服装で通学していたが、図書館で読書しているとき平気でしゃべりまくっていた饒舌の学生に向っては思わず、「君達、ここはサロンではない、静かにしてくれないか」としばしばたしなめて来た。それから私が図書館に現われると学生諸君は、「軍服が来た、軍服が来た」と敬遠していたようだった。軍人としての戦術とは異なって法律の道は何もかも目新しくというよりも、何もかもわからなかった。やはり無理矢理に覚えていかねばならないと思ったが、教室では先生や先輩達から「法律的なものの考え方」を体得することが大切だということは折にふれてきかせられる言葉に遇

って、何が「法律的な考え方なのか」、なかなかわからなかった。

陸軍士官学校同期生の親友井上洋一（東京地裁判事、八王子簡裁判事）は卓眼の人物で、ぼんやり者の私と違い早くも中桜会研究室に入室し司法試験受験上、色々な知識を得ていて親切に私にコーチしてくれるのであった。

研究室に入ることが合格の捷徑であり、「研究室に入らねば駄目だそうだ」と私に教えてくれた。一日一寸研究室の室員の勉強ぶりを見た私は驚嘆した。確かに研究室の室員の真摯懸命の勉強の姿を目のあたりに見て研究室は一般学生にとって、正に憧れのまどであった。ここに入れば十分勉強できようと入室を念じつつづけた。私が念頭の研究室に入室を許されたのは昭和二三年一月であったので、それまでは同クラスの学友達と手さぐりで勉強せざるを得なかった。このとき私が読んだのは金森徳次郎著の「国会論」であった。私は父の懇請で郷里に帰って老えた父の農業の手伝いに帰郷の際にも国会論を手離さず、ぼろぼろになるまで読みつつづけた。これが私の力となり、血となり肉となったことは否定しようもない。

私は大学一年の学生の委員であった。一年時代は教授や講師の休講が多かった。その連絡の役割は委員のつとめであった。大学一年の一月真法会に入会を許可された。こうして朝早くから夜遅くまで勉強することができた。大学の研究室には卒業生の先輩が主然として頑張っておられた。丹波景政（三期）、松井邦夫（三期）、高木茂（四期）先輩の諸兄がまた室員には滝沢国雄、官手幸雄ら一級上の竹村照雄（元広島高検検事長、弁護士）、西村常治、和田幸太郎（故人）らの諸兄が、頑張って勉学にいそしんでおられた。同期には、岩田農夫男（元千葉地検検事正、現公証人）、岩下肇（元仙台地検検事正、現公証人）、佐藤成雄（弁護士）、山岡文雄（元仙台地検次席検事、現日調連副理事長兼弁護士）、金井塚修、阿部三郎、関口享、大林清春、中川清太郎（二弁弁護士）等の諸兄が机をならべて頑張っていた。これらの諸兄は昼休みや日曜日には重要問題を掲げては討論をしていたが、私とその仲間入りをすることはできなかった。

昭和二三年八月の試験に腕試し(?)と思つて受験したが到底話にならなかつた。

昭和二三年一〇月、勉強を開始した。我妻先生の民法講義のサブノートを執り始め、木村要二先生の刑法総論各論の講義を受けた。東大に傍聴に金井塚修君とともに行ったのはなつかしい思い出である。刑法総論各論の講義録はプリントされていたので、之を二〇回程読んで暗記することができた。

昭和二四年になると試験科目が変り商法が加わつた、正に青天の霹靂で受験者は、教科書さがしから始めなければならなかつた。私は升本喜兵衛先生の商法、有価証券法(手形小切手法)の講義にはつとめて出席し、過去に出題された司法試験問題四〇問について厚かましくも升本先生の教員室まで伺つて、「何を書いたらよろしいですか」と質問し先生から懇切に教えていただいたことは昨日のように憶えている。

実力昂揚の方法は定評ある基本書、参考書を十分に読みこなすことである。三十有余年前筆者が刑事弁護を共にした刑事弁護の泰斗といわれた稲本錠之助先生の刑事弁護記録は丹念に読まれ真黒になっていた。当初有罪の心証をいだいていた裁判官が先生の弁論要旨を読んでから弁論再開をして無罪の判決を下したのもうべなる哉と痛感した。精読熟読とは良書をできれば二〇回少くも十回以上読みこなすことである。筆者は拙なかりし四〇年前を回顧して、「何を教えと思うか」ときかれればこの一言である。

昭和六三年六月 第一版作成
昭和六三年九月 第三版作成

権利保護保険Q&A

弁 護 士 波多野 一二彦

Q 一 権利保護保険とは、一口でいうと、どんな保険ですか。

A 身の廻りに、いろんな法律上の紛争が起こったとき、弁護士さんのところに法律相談に行ったり、その外に必要な手続をとってもらい、無料で紛争を解決してもらえろという保険です。病気になった人が、安い費用で医師にかかれる、医療保険のようなものです。

Q 二 そのような保険は、外国にもありますか。

A ヨーロッパ西側諸国では、ポルトガルを除いて、どの国にもあります。フランスでは七一年の、西ドイツでは六〇年の歴史があります。北欧三国や、イギリスにもあります。

アメリカ合衆国では、州によっては、極めて小規模で行なわれているようですが、一口でいえば、ない、といった方がよいかも知れません。

Q 三 日本で作るとすれば、保険料とか、保険で担保できる弁護士報酬はどのくらいですか。

A 今、考えているのは、例えば、会社づとめのサラリーマンが年五、〇〇〇円位払い込んでおけば、五〇万円

までの弁護士報酬が無料になる、というものです。しかしこれは、目算上の数字です。もっと正確な料率とか担保額は、今後、社会の実情を調査研究した上で、保険の専門家が細かく決めてゆかねばなりません。

Q 5 そのような小さな危険を保障する保険が、大型の危険がひしめいている今の時代に役立つでしょうか。

A 最近日弁連で調査した資料によりますと、一般国民が抱えている民事上の紛争の七七%は、一〇〇万円未満のものです。そしてトラブルを抱えている人の多くは、三〇代、四〇代の、経済的に、あまり豊かではない人びとです。この権利保護保険は、こういった、中産階層の、比較的小額のトラブルを抱えた大多数の人の抱える危険を、まず、対象にして組み立ててみようとしているわけです。

Q 6 この保険を作ると、人びとは、一寸したことでもすぐ訴訟に持ち込むのではないのでしょうか。

A 今まで泣寝入りしていたかなりの人が、この保険によって、権利を実現できるでしょう。そういう意味では、弁護士に持ち込む紛争件数は急激に増えるといえます。しかし、この保険の約款には、濫訴を厳重にチェックする条項が設けてありますので、いかげんなことでは、保険金はおりません。

Q 7 そうすると、訴訟狂といわれる人は、この保険には近づけないのですネ。

A そうです。濫訴防止のチェック機構をくぐり抜けるのが大変です。今から八年前、西ドイツの法務省が、権利保護保険を使った濫訴が、どの位あるかを調べました。結果は〇・四%で、濫訴をチェックする条項は、ほぼ完全に作動していたようです。

Q 8 保険で担保される弁護士報酬は五〇万円まで、ということですが、これで、どれ位の価額の紛争が処理してもらえますか。

A 裁判外の示談・和解ですと、紛争額一〇〇〇万円前後まで可能でしょう。訴訟となると、三、四百万円までとなります。この保険が作られるときには、新しく、権利保護保険用の、弁護士報酬表も、同時に作られることにな

りましょう。

Q 九 一家の主人が子どもの抱えている問題を持ち込めますか。

A 一家の主人は、自分と同居している二五歳未満で無職・未婚の子の問題なら、もちこむことができるようにしたいです。

その外に、「ファミリー権利保護保険」「農業者権利保護保険」「運転者権利保護保険」「自営業者権利保護保険」というような保険に加入すれば、より広い範囲で救済されることになります。

Q 一〇 職種によって、あるいは、いわゆるトラブルメーカーといわれる人によって、年々掛ける保険料が違いますか。

A この保険でも、一般の保険と同じ原理が働きます。ですから、公務員、会社のサラリーマン、自営業、自由業、あるいは、そういう人びとの団体加入によって保険料はみなちがいます。前年トラブルの多かった人については、次の年からは保険料は、当然にアップされます。

Q 一一 こんな保険制度ができますと、保険料を掛ける前に、投機的な契約をしたり、債務引受をしたり、連帯保証をしておいて、保険使って訴訟をするようなよくない人が出て来ませんか。

A 今いわれたような契約上のトラブルは、当事者がなれ合いでわざと危険を作り出す可能性があります。そんなものは、保険から除かれます。

Q 一二 そんなことですと、親子、夫婦、親族間でおこったいろんなトラブルの中には、あやしいものがたくさん含まれるという可能性が出て来ますね。

A おっしゃるとおりです。こういう親族共同体の中では、一般に、血で血を洗うような深刻なトラブルが多発し易い。そして、その中には、「主観的な危険」といって、保険に親しまない、あやしい危険をたくさんはらんでい

る、とみなくはなりません。

家庭裁判所が第一次の管轄権をもっている、親族・相続問題についての調停の費用などは、ですから保険は、きかないのです。

Q一三 特許権とか著作権とか、税務署や区画整理組合相手のトラブル、土地の境界の争いなどは、どうなりますか。

A 権利保護保険は、解決容易な、ポピュラーな権利保護を目的とする保険です。ですから、例えば、会社法上の権利とか特許権、著作権、税法、区画整理法、境界争いなどについては、保険事項から除かれています。

Q一四 約款で保険除外事項にあげられている、さっきのような問題については、法律相談をすることもできないのですか。

A いいえ。そうではありません。さきほどあげたような、解決困難とされる種類の民事・行政上の紛争でも、法律相談だけなら保険が適用されます。

Q一五 弁護士さんの個性によって、ある先生はすぐ訴訟に持って行く。またある先生は、どこまでも裁判外の示談を選ぶ。こうなると、弁護士さんの個性によって解決される紛争額のワクはずい分違って来ますネ。

A 多分、初めのうちは、弁護士の個性による紛争額の差異が目立つので、混乱もあるでしょう。しかし、それも、次第に落ち着くところへ落ち着く筈です。とくに「保険金でした払えない」という中産階層の人びとは、真に保険制度にフィットした保険弁護士群像を、だんだんとさぐり当てて行くでしょうから。

Q一六 そうすると、この保険制度そのものが、保険弁護士の、裁判外業務への工夫、努力を助長する、という効果もあるわけですね。

A おっしゃるとおりです。世界一訴訟好きといわれている西ドイツで、この保険を使つての紛争解決方法をみてみますと、長い歴史をくぐりぬけ、全事件の七〇%（一九八〇年）が、裁判外の示談・和解になっています。日本でも、こういう保険が売り出されますと、今までの、裁判所中心の紛争処理のやり方に、かなりの変化が出て来るでしょう。

Q一七 私ども市民としては、「弁護士さん」というと、すぐ「長い裁判」を連想しがちです。この保険ができませんと、そういった面も、余程改善されましようか。

A 保険を扱う弁護士も、初めのうちは、やはり訴訟を起こす人が多いかも知れません。しかし、この保険自体が、比較的解決容易な小額事件を対象にしていますから、裁判上の和解も、スピードアップされて、どんどんこなされ、おっしゃるような、弁護士にまつわる長期裁判イメージも、次第にうすれてゆくでしょう。

Q一八 交通事故を起こして起訴された被告人の刑事弁護士料が保険で担保されますか。

A ヨーロッパでは、もともとは、それを第一の目的にしてこの保険が作られたらしいです。日本で作る時も、交通事故の刑事事件弁護士料がカバーできるように作つてゆきたいと思っています。

Q一九 ユーザーから弁護士の選任を依頼された保険会社が、自分の会社の利益にかなう、特定の弁護士ばかりを紹介したりして、問題がおこるようことはないでしようか。

A 保険業者による弁護士紹介は、①弁護士名簿を示して客に選ばせるとか、②つねに複数の弁護士を紹介して、その中からユーザーが一人の弁護士を選択する、というように、西ドイツでは、厳しい規制が行なわれています。日本でもこの面のチェックは、西ドイツ以上に厳しく行なわれるでしょう。

Q二〇 保険金の不正受給をする弁護士が、どんどん出て来ることはありませんか。

A 西ドイツの権利保護保険のスケールは、日本で、いま私達が作ろうとしているものに比べて、十倍も大きい

ですから、不正受給すれば、利得は大きいです。それでも、年間二八〇万件の利用がある中で、数年に一件しか弁護士
士の非行はない、といわれています。それからしても、弁護士に非行がおこることについて、あまり神経質に
なる必要はないでしょう。

Q二一 この保険に関心をもち、開発研究をしてくれそうな保険会社がありますか。

A 米国に本社をおき、世界一三五カ国に子会社、支店、JVをもつ、AIGという総合保険会社があります。
この会社の有力メンバー会社である日本の「AIU保険会社」に私の親友がいるので、同社に、この保険の話をし
ました。同社はさっそく、同社の新商品開発部で検討をはじめています。

その他にも、確実なルートからの情報によれば、ある大手の保険会社が、学者をかかえて、この保険の研究をして
いるということです。

Q二二 保険会社は、社内で一定の研究を積んだら、容易に開発に踏み切るでしょうか。

A 保険会社としては、保険の標準約款はすぐにでも作れるでしょう。しかし、この新種保険づくりには、大き
な泣きどころがあります。それは、現在の、弁護士報酬基準表です。窮極、このところで、すべての企画が、その
デッドロックにぶつかりましょう。保険会社は、当分は、動こうとしても動けない筈です。

Q二三 権利保護保険用の弁護士報酬基準を、どのように作って行けばよいとお考えですか。

A 国民の多くは、訴訟でなく、簡易な手続き、例えば、裁判外の示談・和解といった手段で、トラブルを早く
解決してほしいという気持。その要請にそって、「裁判外業務優先」という新しい理念にもとづいた、軽いメニュー
を前提にした、新報酬表を、今の報酬基準とは別に作ることに、考えられます。

Q二四 弁護士会の方では、裁判外業務を優先させようという動きは、まだないのですか。

A それはあります。しかし現在、弁護士の手もとにある紛争事件の約八〇%が訴訟事件です。ですから、その

慣れから、弁護士さんたちを急に引き離すのはむづかしい。でも、現実的には、弁護士は訴訟だけでは食えない、というところまで来ています。ですから、社会的に見ますと、機は熟しつつある、といえましょう。



海をみていたい気分

弁 護 士 加 茂 隆 康

たまらなく海をみたくなることがある。

百件以上の紛争の処理を同時進行させていると、疲労が全身に沈澱してくる。

「暴力団が賠償金を払えって、今日にも会社に乗り込んできそうなんですが」

「あのヒトったら、別れるとき教育費は払うって約束したのに、払ってこないんです。どうしたらいいでしょう」

「借家人の野郎、立退料だって払ってやったのに、出ていかねえ、先生、追い出してください」

「二億円の負債をかかえこんで、死のうかとも思ったんですが、弁護士の先生に相談すれば、まだ生きる道もあろう

かと思ひまして」

「高校生の息子が傷害事件を起こすなんて、もうだめですわ先生」

「あの人が絶対もうかるからって、五百万円も出資したんです。それがみんな嘘だったなんて、どうしたら取り返せるんでしょう、先生」

「・先生」

「・・先生」

「・・先生」

「・・先生、先生、先生、先生」

ああ、もう、思わず耳栓をしたくなることもある。先生とは、先ズ（どうにか）生キテイルという意味か。弁護士なんて、世間ではときに格好よく思われたりするが、なあに、紛争のはきだめなのだ。

といっても、一人一人の依頼者にとっては、弁護士に依頼するなどということは、一生一代の大事事にちがいない。どこかの歌い手が言っていたように、「お客さまは神様」にちがいないのだから、もちろん、誠心誠意尽してあげなければいけないのだけれど、あまりにもどっぷり依頼者に感情移入をしてしまうと、気が狂うことうけあいだ。自分のなかにとこかで冷めた眼をもっていなければ、やっていけない。それでも洪水のように押しよせる紛争の波に、あやうく溺れそうになることがある。海を見たくないのは、そういうときだ。海といっても、湘南や房総の海ではない。都会の喧燥すべて忘れさせてくれるような、エメラルドグリーンの海である。

そこで、この数年、わたしは毎年ハワイにでかけるようになった。

わたしの大好きなハレクラニホテルのダイヤモンドヘッド&オーシャンフロント（ダイヤモンドヘッドを眺める海側正面）の部屋をとって、海を眺める。

つい今しがた同じ飛行機で着いたばかりの隣室の若い日本女性たちは、ラナイにでると、

「わあ、ステキ」

と歓声をあげ、

「早く、早く、泳ぎに行こ」

とあわただしく着替えて出ていった。

ハワイにいて、何が一番贅沢か。碧い海でめいっぱい泳ぐことではない。島内の観光名所をかけ巡ることもない。もちろん、ショッピングに明けくれることでもない。

一番贅沢なのは、何もせず、風景を眺めていることではないかとわたしは思う。

ヤシの木立が並ぶ浜辺にたゆまなく寄せてくる波。波乗りをするサーファーたち、太陽光線と雲の演出によって、刻一刻、表情をかえるダイヤモンドヘッド。

その風景の移りかわりをラナイの椅子に腰かけて、一日中ポケットと眺めていると、東京に残してきた事件をすっかり忘れ、頭の中が空っぽになる。

ラナイのテーブルには、運ばれたばかりのフルーツと空港でかけられたブルメリアのレイ。わたしにとってこのうえなく満たされた時間である。

そんなとき、思い出すのは、梶井基次郎の「蒼穹」という小説だ。この小説は、山間の雲の行き来をじっとみつめていた主人公が、空の中に白日の闇を感覚するというものだが、小説の主題よりも、この小説の主人公と同じように、一日中、じっと風景の移り変わりを眺めているという行動に、わたしはたまらない魅力と豊かさを感じる。

考えてみると、日本人の休暇の過ごし方はどうもあわたたしい。観光にしても、スポーツにしても、まるで時間に追われるかのようにガツガツしている。

これは休暇の日数が少ないせいもあるだろうが、それだけではないように思う。日本人の行動を観察すると、多くの日本人には、休暇＝遊びと考える向きが感じられる。遊びだから、せっかくリゾート地に来たのなら、何かをやらなければ損だ、どこかへ行かなくちゃ損だ、という発想になるのではないだろうか。

休暇とは、休息だと、私は理解している。精神と肉体の休息なのだ。だから、リゾート地について、あちこち動き回るのは好きではない。起きたいときに目覚め、好きなときに食べ、気が向けば泳ぎ、風景を眺める。

ハワイ島のマウナラニベイホテルに滞在したときのことだ。

ヤシの木が生い茂る庭にはイエローやピンクの鳥が飛びまわり、えさをついばんでいる。プールのそばのガーデンレストランで、特大のサンドイッチを食べていたとき、何種類かの鳥がテーブルのまわりに集ってきた。ちぎって投げたパンのミミを、先を争って食べている。指先にパンの切端をつまんでさし出すと、今度はスズメがきて、そのパンをほくの指からとっていった。

マウナラニにきて最後の日。

海は青布を張ったように凜いでいた。その海に沈もうとする赫赫たる夕陽を、ラナイのデッキチェアに身を横たえて眺めていた。

突然、上の階から白いものが落ちてきた。

「誰だ、こんなうえから紙くずをまるめて捨てる奴は」 とっさにそう思った。すると、また紙くずが降ってきた。これは捨ておけない。犯人をみつめて文句を言ってやろうと、ひごろの正義感がつい顔をだして身を起こしたとき、下に落ちたはずの紙くずが舞い上ってきたのだ。

真白い鳩だった。

「ああ、まだ都会の疲労をひきずっている」

そう感じたわたしは、もう一日、マウナラニでの滞在を伸ばすことにしたのだった。